

調 査 票

(株)確認サービスへ建築確認申請を提出にあたり、調査した結果は次の通りです。

令和 年 月 日

調査者氏名

建築主							
申請場所							
申請前合議		☐ 有 ☐ 名古屋市[☐ 敷地500㎡以上・ ☐ 宅造内・ ☐ 中高層・ ☐ 臨港分区・ ☐ 地下鉄沿線・ ☐ 緑化地域] ☐ 無 ☐ 建設地調査書(海部事務所管内) ☐ 豊田市 ☐ 静岡市					
道路種別	☐ 国道	☐ 法42条第1項道路	☐ 1号・ ☐ 2号・ ☐ 3号・ ☐ 4号	幅員			m
	☐ 県道		☐ 1号・ ☐ 2号・ ☐ 3号・ ☐ 4号	幅員			m
	☐ 都道		☐ 5号(指定 年 月 日 第 号)	幅員			m
	☐ 市区町村道	☐ 法42条第2項道路[狭あい道路届出 ☐ 済(年 月 日) ☐ 未]	幅員			m	
	☐ 開発道路	☐ 法42条第3項道路	☐ 名港管理道路 ☐ 衣浦港湾道路	幅員			m
☐ その他	幅員 m						
接道要件		☐ 法43条2項の認定・許可[☐ 無 ☐ 有(写し添付)]				水路幅	m
		☐ 水路占用許可[☐ 無 ☐ 有(写し添付)]				占用幅	m
地域地区等	都市計画区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定都市計画区域 ☐ 準都市計画区域 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外 ☐ 知事が指定する区域 ☐ 準景観地区					
	用途地域	☐ 1種低層 ☐ 2種低層 ☐ 1種中高層 ☐ 2種中高層	容積率		建ぺい率	外壁後退	
		☐ 1種住居 ☐ 2種住居 ☐ 準住居 ☐ 田園 ☐ 近隣商業	%		%	m	
		☐ 商業 ☐ 準工業 ☐ 工業 ☐ 工業専用 ☐ 指定なし	%		%	m	
	岐阜白地分類	☐ I・ ☐ II・ ☐ III・ ☐ IV・ ☐ V・ ☐ VI・ ☐ VII・ ☐ VIII		%		%	m
	最低敷地面積(法53条の2)	☐ 有 ()㎡ ☐ 無					
	防火地域等	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし ☐ 22条指定区域 ☐ 都安全条例7条の3指定区域					
	特別用途地区(法49条)	☐ 有() ☐ 無					
	日影規制(法56条の2)	☐ 有 ☐ 無	日影規制値：平均地盤面から m ・ 5m－ h ・ 10m－ h ☐ 日影許可(写し添付)				
	地区計画区域(法68条の2)	☐ 内 ☐ 外	地区計画届写し添付： ☐ 有 ☐ 無 名称：				
宅地造成工事規制区域	☐ 内 ☐ 外	☐ 許可 不要 ☐ 許可 必要 [☐ 写し添付・ ☐ 原本提示] ☐ 適合証明書 [☐ 写し添付]					
屋外広告物規制区域	☐ 許可地域 ☐ 禁止地域 ☐ 外	☐ 許可 不要 ☐ 許可 必要 [☐ 写し添付・ ☐ 名古屋市長議印]					
下水道	☐ 内 ☐ 外	☐ 供用 ☐ 未供用	☐ 公共下水道 ☐ 集落排水 ☐ 集中浄化槽 ☐ その他				
処理区域			☐ 合併処理浄化槽 ☐ 既設浄化槽利用(☐ 単独・ ☐ 合併) ☐ 汲取り				
その他の地域地区	☐ 高度地区(第 種 m)(法58条) ☐ 高層住居誘導地区(法57条の5) ☐ 景観地区(法68条)						
	☐ 高度利用地区(法59条) ☐ 特定防災街区整備地区(法67条の2) ☐ 特定街区(法60条)						
	☐ 臨海部防災区域(第 種)(法39条) ☐ 伝統的建造物群保存地区(法85条の3) ☐ 建築協定区域(法69条)						
	☐ 急傾斜地崩壊危険区域(法39条) ☐ 土砂災害特別警戒区域(令80条の3) ☐ 災害危険区域(法39条)						
	☐ 駐車場整備地区(令9条) ☐ 特定都市河川流域区域(令9条) ☐ 臨港地区(分区)(令9条)						
☐ 内 ☐ 外	☐ 緑化地域(令9条) ☐ 航空機騒音障害防止地区(令9条) ☐ 流通業務地区(令9条)						
	☐ 駐輪場設置義務区域(令9条) ☐ その他の地域区域()						
都市計画関係	都市計画施設市街地開発事業	☐ 内 ☐ 外	都市計画法53条許可： ☐ 要 [☐ 写し添付・ ☐ 原本提示]・ ☐ 不要				
	開発許可(都市計画法29条)	☐ 有 ☐ 無	☐ 開発許可 [☐ 写し添付・ ☐ 原本提示] ☐ 制限解除(都計法37条) [☐ 写し添付] ☐ 検査済 [☐ 写し添付] ☐ 完了公告済				
	建築許可(都市計画法43条)	☐ 無 ☐ 有	[☐ 写し添付・ ☐ 原本提示]				
	都計法規則60条証明	☐ 無 ☐ 有	[☐ 原本添付]				
	その他	☐ 都計法29条(第 号)適用除外 ☐ 家屋課税証明 ☐ 建物建築確認 ☐ 旧住造法					

建築基準関係規定の確認及び事前協議一覧表

① 建築基準法関係規定に該当する場合は□欄にチェックしてください。

建築基準関係規定 (建築基準法施行令 第9条 その他)	☐ 消防法(第9条・第9条の2・第15条・第17条)	☐ 屋外広告物法(第3条～第5条)
	☐ 港湾法(第40条第1項)	☐ 高圧ガス保安法(第24条) ☐ ガス事業法(第162条)
	☐ 駐車場法(第20条)	
	☐ 水道法(第16条)	☐ 下水道法(第10条第1項・第3項・第25条の2・第30条第1項)
	☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法(第12条第1項・第16条第1項・第30条第1項・第35条第1項)	
	☐ 流通業務市街地の整備に関する法律(第5条第1項)	
	☐ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(第38条の2)	
	☐ 都市計画法(第29条第1項・第2項・第35条の2第1項・第41条第2項・第42条・第43条第1項・第53条第1項・第2項)	
	☐ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(第5条第1項～第3項)	
	☐ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(第5条4項)	
	☐ 浄化槽法(第3条の2第1項)	☐ 特定都市河川浸水被害対策法(第10条)
	☐ 都市緑地法(第41条)	☐ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(第14条)
	☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(第11条)	

② 申請地の調査において行われた関係部局との事前協議結果をご記入ください。

項 目	年月日	関係部局と打合せを行なった内容	関係部局担当者(役職・氏名)	※ 備考
道路関係 (狭あい道路届出)				
水路関係				
都市計画法関係				
宅地造成及び特定盛土等規制法関係				
消防法関係				
給排水関係 (上水・下水・浄化槽)				
権利関係 (法務局等)				
その他				

その他建築するために必要な法令により定められた地域地区等			
☐ 風致地区(第 種)	☐ 河川保全区域	☐ 緑地保全地域	☐ 砂防地区
☐ 埋蔵文化財包蔵地内	☐ 中高層建築物条例	☐ 土地区画整理施行地区 [76条申請 ☐ 申請中 ☐ 許可済]	
☐ 保安林(森林法)	☐ 自然公園法により指定された地域	☐ その他の地域区域()	
※上記及びその他法令は、建築基準関係規定ではありませんが、建築計画に影響がある場合がありますので各担当諸官庁にてお打ち合わせ下さい。			
受付時連絡事項			